

第43回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年10月25日（木）

午前9時00分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭		4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子			14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	
31 北湯口 進				

欠席届出 30番 濱田 平八郎 委員

無断欠席 3番 多田 靖志 委員 12番 江川 幸男 委員 13番 綱木 秀治 委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長、磯谷洋子農地係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第41号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第44号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 その他

7 閉 会

議 長	<p>(午前9時00分)</p> <p>おはようございます。早くからのご出席ありがとうございます。農作業の方も大体一段落してきたかなというふうに見ております。まだ終わっていない方もいらっしゃると思いますが、今年は非常に作柄も良い年であったなと感じています。</p> <p>冒頭からすみませんが、農業委員会委員の意識として頭にいられていただきたいのですが、本日は皆様に出席していただいておりますが、欠席が多くなってきているように感じます。これは、届出をすればというわけではなくて、公職としての意識として事故等やむを得ない事情がない限りは、月に一度の会議にはぜひ出席するという強い意志を皆様にもう一度認識していただきたいと思います。本日は、そういうことで欠席者もでておりますが、いずれもう一度そういう意識をご確認いただければと思いますので、宜しくお願いたします。では、総会の方に入りますので宜しくお願いたします。</p> <p>これより第43回遠野市農業委員会総会を開会します。本日の議案は、追加議案を含め6件です。慎重にご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>【開 会】</p> <p>本日の出席委員は、31名中27名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。欠席の届出は、30番、濱田平八郎委員であります。3番、多田靖志委員、12番、江川幸男委員、13番、綱木秀治委員は届出がありませんでしたので、現在遅れているものだと思います。</p>
議 長	<p>【農業委員会憲章朗唱】</p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、24番、森川亦委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>【事務事業報告】</p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、報告第1号について説明します。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【議事日程】</p> <p>これより本日の議事日程に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、議事録署名人に25番、白金英子委員、26番、細川幸男委員、会議書記に事務局、菊池徳明君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農 地 係 長	<p>第43回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 (以下「第43回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>

議	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第39号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>なお、農業者年金受給に伴う使用収益権の設定については現地確認の説明を省略いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第39号について説明いたします。1件でございます。</p> <p>農業者年金受給による使用貸借の再設定です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。以上です。</p>	
議	長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。なお、発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第39号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい。議案第40号について説明いたします。</p> <p>1番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、5,830㎡。</p> <p>渡人は、負債整理のため要請し、売り渡すものです。</p> <p>2番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、1,486㎡。</p> <p>3番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、4,009㎡。</p> <p>2番、3番は交換です。相互の利便性を図るため交換するものです。</p> <p>4番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、4,515㎡。</p> <p>渡人は、高齢となったことから耕作できないため要請し、売り渡すものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。以上です。</p>	
議	長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町の順にお願いいたします。まずは、●●町お願いします。</p>
19番委員	<p>はい。1番の●●●●さんと●●●●さんの売買は、何ら問題ないと思いました。それから2番、3番についてはご覧の通り、面積に差があるんですが、お互いが話し合い納得した結果なので、何ら問題はないと思えます。以上です。</p>	
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。続いて●●町お願いします。</p>
14番委員	<p>はい。15日に、現地確認を事務局並びに地元委員で行いました。これについては、国</p>	

	<p>道に接する土地改良区内でございます。売買については何ら問題はないと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。現地確認の結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第4】 日程第4、議案第41号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議案第41号について説明いたします。利用権設定は今月2件でございます。1番は使用貸借、2番は賃貸借、いずれも10年間の再設定でございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。(「なし」の声あり) 発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。(「異議なし」の声を確認) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第5】 日程第5、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議案第42号について説明いたします。1番、申請人、●●町、●●●●。●●町、152㎡。申請人は、工務店を営んでおり、木工作業場に隣接する申請地を建築用資材置場とするものです。申請地内の排水は雨水のみで、周辺への影響は無いと考えられます。位置は、●●●●から南東へ170メートルほどのところで、農地、宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題はないと考えられます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>

14番委員	<p>はい。この土地に隣接する土地が、以前に農地転用の関係で確認に行きまして発見された土地です。本人も隣の土地を意識しないで使っていたということで、これは農業委員会の指導のもとにこういう届出を出していただきましたので、何ら問題は無いと思います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。現地確認の結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第43号について説明いたします。</p> <p>1番、譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町、231㎡。 譲受人は、建設業を営んでおり、所有する建設用重機を工事現場へ移動させるに当たり、その利便性を図るため、申請地を譲り受け、建設用重機置場とするものです。申請地内の排水は雨水のみで、周辺への影響は無いと考えられます。位置は、●●●●から西へ300メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域内に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>2番、譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町2筆、156㎡。 譲受人、譲渡人は兄弟であります。兄から申請地を譲り受け、新たに自己住宅を建築するものです。申請地内の排水計画は、浄化槽での処理を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。位置は、●●●●から北へ460メートルほどのところで、市道、宅地には含まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>3番、譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町、347㎡。 譲受人、譲渡人は親子であります。現在の住宅が老朽化していることから、自己住宅を建築するものです。申請地内の排水計画は、浄化槽での処理を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。位置は、●●●●から南東へ200メートルほどのところで、畑、宅地、市道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>4番、譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町、373㎡。 譲受人は、譲渡人から農地を借り受け、事務所と倉庫を建築するものです。申請地内の排水は雨水のみで、周辺への影響は無いと考えられます。位置は、●●●●から南西へ120メートルほどのところで、市道、宅地に囲まれた農業</p>

	<p>公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題はないと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町、●●町の順番をお願いします。まずは、●●町からお願いします。</p>
24番委員	<p>24番森川です。先ほど事務局から説明があったとおり、周辺は住宅地が点在しておりますけども何ら問題は無いということで確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続いて●●町をお願いします。</p>
9番委員	<p>はい、9番昆野です。現地確認結果についてご説明いたします。</p> <p>事務局と担当農業委員2名で現地確認しました。先ほど、事務局の方からも説明がありました。兄弟関係で兄の住宅に隣接した一部に住宅を建設するという事です。周辺農地への影響等についても確認してまいりましたが、何ら問題は無いと判断に講じましたので宜しくお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続いて●●町をお願いします。</p>
14番委員	<p>はい。地元委員と現地を確認してまいりました。今度、建築しようとする住宅は現在住んでいる住宅の真ん前に建つわけですけども、今現在使用している住宅が老朽化並びに子供が3人と増えましたので、部屋数も足りないということで新しく家を新築するという事でした。周辺もほとんど自分の土地でありまして、宅地にすぐ隣接する真ん前に建つということで何ら影響は無いということを確認してまいりました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続いて●●町をお願いします。</p>
17番委員	<p>はい、17番菊池です。説明する方が欠席しておりますので、代わって説明させていただきます。事務局1名と地元委員3名で確認をしてまいりました。現地的には宮守町に向かって左の猿ヶ石川の向こう側になります。皆さんご存知だと思いますが、●●●●さんという方の自宅周辺で、●●●●さんが車庫や資材置場を建てた場所と自宅の間の畑のあった場所に土地を借りて、事務所を建ててやらなければならないという内容の申請でした。自分たちの農地でもありますし、環境的に建物同士の間建っています。そして、雑排的な水を使って流すようなことはないということ、雨水だけということで事務局が説明したとおり、何ら問題は無いと確認してまいりましたので宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第43号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第44号、農地法適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第44号について説明いたします。</p> <p>1番、願出人、●●町、●●●●。●●町3筆、542㎡。</p> <p>現在の利用状況は、昭和●年に物置を建築、昭和●年に居宅を建築し周囲は庭園として利用し現在に至っています。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
6番委員	<p>6番菊池です。地元委員3人でもってこの利用状況に記載されてあるとおり、宅地であることを確認いたしました。</p>
議 長	<p>現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第44号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第44号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は終了いたしました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他に移ります。委員の皆様から何かありませんか。</p> <p>事務局からはありませんか。</p>
事務局次長	<p>はい。</p> <p>(事務局から上閉伊地方農業委員会連絡会研修会・第57回岩手県農業委員大会・全国農業図書の取扱いについて・農業委員先進地視察研修について、連絡、報告あり)</p>
事務局 長	<p>はい。もう一点事務局からであります。黒土採取に関しまして、昨日、昆野征策農地専門委員会委員長からご指摘いただいたのですが、許可案件以外にも採取している業者があるのではないかという、苦情といたしますか、情報が委員長の方へ寄せられているということでありました。事務局としては把握しておりません。しかし、前総会の中で委員さんの方から許可案件についても採取した後に産廃だとか埋めてから、上に表土をのせるということがあってはならないですし、どこかへもっていかれてもうまくないので、自分の管内の所についてはパトロールを強化して、もし不許可で採っている場合については事務局の方へ報告をするという意見がございましたので、ぜひ委員の皆様にはそういうことを見かけたならば事務局の方へご一報お願いしたいと思います。そうでなければ不公平が生じますので、厳しく、この一時転用ということで取り扱いさせていただきました。許可権者の岩手県の方では、普通の砂利採取よりも厳しいということでありましたので、そういう審査を受けられて許可通知を出しております。その辺の議題となった所以外でも、まだ届出なしでの採取をされているなどこの辺のパトロールの強化をお願いしたいと思います。尚、この件については昨日会長に報告いたしまして、後日ですね、来春になると思いますが、黒土採取の許可した場所を農地専門委員会の方で</p>

議 長	<p>現地確認をするということが必要ではないかという会長の判断がございました。これについても、昆野征策委員長の方からそのようなという要請がありますので、事務局では来春に現地を確認する機会を設けたいと考えております。以上です。</p> <p>それでは、当職から報告があります。去る9月7日の遠野市議会定例会後、控室前で突然市長から、ある誘致企業が今まで市に貢献してきたのに、農地転用申請が農業委員会で止まっている、遠野から撤退すると言われていたと、そのようなことを言われました。</p> <p>そのほかにも市で計画している件に関して、農業委員会では協力的でない。農業委員会は全く駄目だと私は言われました。</p> <p>内容的に非常に大きな誤解あるのではないかと思います、早速事務局長に電話し真相を調査してほしいということで調査をさせました。どういう内容であったのか事務局長からいきさつを報告させます。これは、運営委員会では既にこの件に関してはじっくり時間をかけて検証しました。</p> <p>事務局長お願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、報告いたします。</p> <p>尚、紙では委員の皆様提供をしないことにしたいと思います。口頭でお聞きしていただければと思います。</p> <p>会長がお話されたとおり、9月の定例会の初日だと思いますが、終わってですね、帰ろうとしたところに控室前で会長が岩手県農業会議の副会長になったわけでありまして、就任したという報告を市長にしたんだそうです。これは会長のお話を聞いたとおりそのままです。そうしたならば、その時におめでとうとかではなくて、農業委員会会長、農業委員会は駄目だというふうに言われたと。そして何が駄目かというのは先ほど会長が言ったとおり、誘致企業が転用申請出しているんだけど、それが農業委員会でストップしている、止めていると、その他にもいろいろ懸案事項がある、非協力的だ、全く駄目だと言われたんだそうです。会長から電話があり、どういうことかということでありましたので、私には、そういうふう身に覚えと申しますか認識している部分がありませんでしたので、どういうことかなと考えたんですが、いずれ調べて欲しいということでしたので、いろいろ思い当たる人に尋ねたところ、3つのことがどうやら市長の方へどなたかが何かを話しているようでありまして、市長はそのことを真に受けているのかなと考えられます。</p> <p>一つは、●●●●であります、</p> <p>■■■■■■■■■■■■。●●●●は、●●●●の裏手だったと思いますが、そこを買って●●●●を新築をしたいんだという計画で、農業委員会事務局の方へ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■申請があがってきました。その申請書を事務局で審査した結果、正直に申し上げますと、あくまでも口頭です。他言されませんが、1億5千万ほどの事業費の計画でありましたが、これを許可するのは岩手県知事であります。私達は書類がきちんと揃っているか、そしてこれを審査して総会を掛けて農業委員会の意見、これは良いという意見をつけて岩手県にあげます。その審査をしたときにおいて資金計画は重要なことです。許可してから、資金がなくてできません、では転用し農地以外になったのに何もなされないということになるので、資金計画をきっちり見なさいと、これは義務になります。その資金計画の中で自己資金では不足だったんです。つけてきた資金計画書には1億ほどの不足が生じておりましたが、事務局では、それでも進めていかなければならないということで、書類を受け取って25日の総会までにはその資金計画書、いわゆる融資になるか自己資金になるかの写しなりを、提出していただきたいということで、●●●●の方に指示したわけでありまして、●●●●の方ではいいですとのことでしたが、24日になって、いきなり●●●●が事務局へ来まして、資金計画が手に入らないので取り下げをします、ということでした。この中に●●●●さんという方が中に入っていて、●●●●さんの方では、もしかして工事費の回収ができない可能性もあると思ったのか、この件についてはなかったことと佐●●●●のほうに連絡があったようで、これは取り下げがされたということでありまして。私達は現地確認をして総会へあがる段取りをしていしましたが資金計画書がないと、資金計画がないといくら農業委員会</p>

の総会が通っても岩手県では受理しないということになりますので、進めなかったということになります。これを●●●●は誘致企業でいろいろ市のために貢献しているのに、なんだ農業委員会はと、話をされたというふうにも聞いております。事実はわかりませんが、人を通じてそのような話をされたと聞きました。市議会でもそれに関するような質問がありまして答弁をさせていただきましたが、いずれ事実は誤解されたと思わざるを得ない案件でありまして、一方的に話しをされるんで残念だったんですが、市長から直接私の方へ電話でもいいですし来いということでもあればよかったです、説明できることもなく会長に話をされたというふうには受け取っております。

もう一点、黒土採取の件でありますいろいろな問題がありまして、今まで何百年、何千年かけてきた表土がなくなっていく、被災地へ協力することはやぶさかではないわけですが、遠野の方の土がどうなる、農地がどうなるということがあっていろいろ議論をこの総会でしてきた経緯があります。岩手県としても窪地になるなら駄目ですよという指摘等、審査が厳しかったんです。それでなかなか通らなくて、その時に農地の所有者と業者がいろんなところを歩いたようです。農業委員会で受け入れてくれない、自分の土なのになんで駄目なんだ、という批判がかなりあったように聞いています。私の所にも直接電話がありました。なんだということですが、なんだといわれても土をどんと採ってその中に表土はもどさない、堆肥を持ってきて堆肥を埋めて表土を作るからというような言い方でした。これは、悪臭から何からして非常に難しい案件になる、ですからいいとは言えない、というやり取りをしたんですが、地主は言うことを聞きませんでした。地主さんは腹を立てまして、思うようにならないということなのか、東北農政局、岩手県の方へ電話をされたようです。県とか農政局の方からどうということですかと来たんです。そうしたら、報道機関の河北新聞が東北農政局に取材をされたそうです。遠野の農地が窪地になるよ、それでいいのかという取材があったんだそうです。農業委員会にも取材がくるよと、岩手県の方からあったんですが、結局私のところには取材がありませんでした。そういうことがあって、岩手県はすごく固くなってしまったんです。逆に墓穴を掘ったのか、固くなってなかなか通らなくなってしまったんです。でも、もう工期がないということだったので、農地係2名と私と県南広域振興局を訪ねて、なんとかスピーディーな許可審査をお願いしたいと、指導を仰ぎにいきました。いろいろ指導を仰いで、ぎりぎりにこの総会へ出して総会が通ってから県南局ではいろいろ難問を突きつけてきましたけれども、県の審査の翌月の15日までには間に合わせて許可になり、許可通知書がきてということであります。誰かを通じたのか市長の方へなかなか許可しない、自分の土地なのになんだというような言い方をしたのではないかと、これは憶測ですけどもそういうことでなんか市長の方でも農業委員会は駄目だというふうな話もあったと聞いております。

三つ目は、この総会でも話し合いましたが、●●●●の土地5反歩ですね、そこはかなり荒れています。前会長白岩孝さんの時から指摘されていまして、どうしてなんだということいろいろ苦慮していた所でありました。そして、21年12月に農地法が改正になりまして、遊休農地の所有者には指導通知を出すというようになりました。これが良かったなと思ひまして早速、指導通知書を●●●●へ発出したところでありましたが、運悪く出して間もなく●●●●がお亡くなりになられたということでもあります。そして、宙に浮いてしまった形になりました。荒れていますし、どうしたらいいか、そういう時において今年は農振の定期見直しでここに上がったのです。

●●●●があそこに駐車場と復興のために一時の資材置場にしたいという計画で農振を外したいということでした。ところが、圃場整備をした一団の団地でありまして、これは原則外すことができない地区であります。もし●●●●さんのほうでどうしてもという時は災害復興のためですから、一時転用の案件だったというふうには考えられますが、外して転用して永久転用をというようなことだったんですが、市長から意見を求められましたので、農地専門委員会で現地確認をして、会議を持って、やはりあれは農地として一団の農地ですし除外することによって働きづらくなるということの判断で、適当ではない、もし農振が外れたとしても転用は難しい、という意見をつけて市の方へ上げました。市の方では県の方へ、農業委員会では難しいというような意見なのでこれは外すことができないということで、外さないことにして上げています。そのことがおそらく市長の耳にどなたかが入れてさっぱり農業委員会は駄目だということになったんだ

と思いますが、これは法的に見てどうしようもない案件なんです。苦をしているところに■■■■■弁護士から問い合わせがありました。農業委員会ではどうするつもりだと、このように弁護士だとか司法書士、またはオンブズマン、一般市民からの投書等々がありまして非常にこの判断を誤まらないようにしていかなければならないということです。公正公平にやっていかなければならないということでありまして、これについては農地に戻す、どなたかが農地として買い受けてくれたらいいなというふうに思っていたんですが、実はこの土地は、全部の方が権利者、いわゆる相続の権利者が権利放棄しております。持ち主がない土地になってしまいました。ですから、売買するのにも売れない、貸し借りするのに貸し借りできないという土地になっていますので、ここについている弁護士もいか様にしたらいいかと逆に私達の方に問い合わせがあったりして、最初はどういうことなんだということだったんですけども、法的にはもう持ち主が亡くなっているということからどう進めたらいいのか、財産の管理人を弁護士をたてて競売なりということになるかと思えますし、そういう状態にあるということでありまして、これは別に農業委員会の方で意図的にストップをかけたわけではなくて、法律上できないのであります。これが理解していただけないままに一方的に非難をされたということについて、誠に遺憾で残念だなと思えます。これについては今後このようなことがあった場合には、私達事務局の方へどういうことだと説明を求められれば事が大きくならずに、騒ぎにならずに解決できるんだなと思っております、担当の部長には今後こういうことがないように連携をしていきませんか、ある市役所幹部の前に一緒になって話し合いをしてこのような角がたつようなことはやめましょう、市のことでですから一緒にやりましょう、ということで話し合いをして解決をしたと思っております。直接言われた会長がどのように思われるかということですが、事務局としてはこういう報告を上げさせていただいたと同時に市の方の関係部課長に説明はさせていただいたということでもあります。以上です。

議長

はい。今、事務局の方から嘘偽りなく正直に、農業委員会の利益になるような話し方ではなく、全くその通りの説明をしていただきました。これはなぜこういう話を皆様にしたかという、いわゆる農業委員であるがゆえにこういうことがあったようだな、ああいうことがあったみたいだなという話が出る可能性があります。そうした時に私はわかりませんでは済まない、その内容を皆様にお知らせしたということです。そして昨日、実は、ある会合で市長と一緒にになりました。私も少し憤慨しておりましたものですから、相席で斜向かいだったんですが、各機関のお客様等いろいろな話をしておりました、市長は私のことを見ておりましたが、私は無視して市長の顔は見ないようにしておりました。そうしましたらある程度時間が経ってから市長が「会長」と隣に来たんです。そこで私もずばり聞きました。この前の件はなんだったのですかとたずねたら、会長にわかってもらいたかったのと言いました、と言われまして、わかってもらいたくてもあのような場所であの話はないのではないのですかと、私も農業委員会の長として、一応皆様のトップとしてやらせてもらっている以上、やっぱりそれだけのきちんとした話し方で言ってもらわないと困ります、と言いました。それは申し訳なかったと一応謝罪していただきました。私としてはこのようなことが今後あってはならないと私も少し酔っていましたが、そこまで失礼なことは言っていないと思えます。こういうことになる前にもっと難しい案件に関しては、農業委員会に事務局はおりますし、局長がおりますから、ぜひ相談してそれから進めていただきたい、だいたい申請書が出さないといけない8割位までできた段階で、農業委員会どうですかでは事は進まないとはっきり言ひまして、いろんな部課長さん方にきちんと徹底させてくださいとお願いしてまいりました。これが一番きちんとやったことでありまして、後は様々な話をした中で市長も終わったことなのでということだったのですが、私の中ではまだ終わってなかったので、こういう機会があれば市長のところへ直接時間を設けて行って話もできないわけですから、こういう場を利用してお互いにリラックスした中で話をして、ひと段落ついてなど思っていますが、内容だけは皆様にわかっていただきたくてお話をさせていただきました。これについては別に質問もありません。この通り受け止めていただきたいと思えます。あくまで報告なので意見があればつぶやきとして受け付けます。

2 番 委 員	その、今説明あった中で、市長が農業委員会の会長は駄目だと言われたとおっしゃっていましたが、会長が駄目だと言われると、私たちも駄目だと言われているんだと思うんです。ですから、やっぱり会長は事務局と常に連絡を取って、質問されたならばこういうことだと、詳しいことは事務局長から聞いてくださいと言えるような位、情報を持ってないと、あとで調べて報告しますでは駄目ではないかと思います。やっぱりある程度把握してないとその場で答えられないと思います。私も農業委員会事務局へ行きますが会長とあまり会ったことがありません。やはり事務局へ来て情報を仕入れていって、我々の代表なのでですから実質の向上もお願いします。以上です。
議 長	はい。その件に関してはちょっと細かい話をしなさいでしまいましたが、事務局と私は100パーセント内容を把握しています。この件は始まった時点から全部報告してまして、常にコンタクトをとっています。事務局にも常に行ってほとんどのことを私は把握しております。そこだけご理解ください。何も知らずにただ言う機会が、言わなくてはならない機会を狙っているだけです。それだけのことですから、誤解のないようにお願いします。ですから事務に仮に問題があった誰がどういうことを進めているということとか100パーセント把握しているつもりですから、そこは誤解のないようにお願いします。
2 番 委 員	はい。
2 9 番 委 員	はい、その他。
議 長	その他ですか。どうぞ。
2 9 番 委 員	はい、前回9月に現地確認のときに黒土採取の場所を確認したわけなんです。9反歩でした。それで、何の規制もないまま現況回復をすると思うのでいいという判断をしたわけなんです。それ以来ずっと考えていることがありまして、先ほど局長が言いましたようにこのまま遠野の地所を使ってそうやれば地形が変わると、私もそのように思います。その黒土は今の農業情勢からいけばやっぱり採ってほしいというか、採れば1反歩100万残るわけです。土を足した他に。ところが、私たちが確認した農地は売り買いしても5,60万、そこから1反歩100万、そしてその他に土が残る、そうすると今の農業情勢からいくと田んぼで100万円稼ぐとしたら10年経っても儲からないわけですね。ですからこれを規制のないままどんどん進められてくと、非常に大変なことになるのではないかと思いますので、なんとかこれをですね、土を持っていくのはいいですが、山とか原野とかそういう所を開発しながらやっていくという方法も今後進めていかなければならないと思います。ただ、この件は議会のほうではどのように考えているかはその辺は局長の方でわかりませんか。
事 務 局 長	はい。今議会、9月の定例会の中でそういう質問があると私も思っておりました。実は農業委員会だけにくるものですから、市の経営企画の方へこういうことが出てきますと農業委員会の方でいいというのではなく、市としての統一した考えを持つべきではないかと会議をしたのです。規制する方法がない、但し埋蔵文化財があればこれは駄目だというのはできるとしても、それ以外で農地法では縛ることはできないということがわかったんですが、いずれ市議会等で黒土の件については何もなかったと思います。
議 長	今、29番委員みたいに災害復旧支援ということだととても当然のことだと思うのですが、遠野の農地が荒れていくという部分は慎重に考えていかなければならないなど、これは全員そう思うと思います。その辺をどうやってうまくやりながら支援をしていくか、私も初め県に言ってみたのですが、なぜ山からとらないのか、なぜ今まで何百年も耕してきた農地、田んぼから上20センチ剥いで下から採ってまた埋めるという話はするんですが、果たしてそれで現状のままいけるのかという部分もあるので、県の会長もそうだなと言っていました。やっぱりそういう所を気をつけていかなければならないと思います。

26番委員	<p>農業委員も会長も法人の代表でもありますし、トップの遠野市長になんであれ農業委員会は駄目だと言われた、これはなんといっても最大の侮辱です。それを今度は会長が飲んだ席でわかったような態度が、それが農業委員会全体の評価に繋がると思います。ですから、今後は毅然とした態度で対処していただきたいです。それからもう一つ黒土採取の件。これは四角四面法律に合わせればこういう結果になりますが、社会のニーズ、要望、このは災害というのは当然起きてしまう、やっぱりそれにも四角四面に法律がこうだと解決もできないわけです。だから農地の所有者の気持ちもわかります。それに対応する知恵、工夫が農業委員の中にはない、農業委員会の会長も法律の番人ですからこれは守らなければならない、けどもその辺の知恵の出し方、その辺を皆さんで工夫を考えなければならないと私は思うわけです。最大の侮辱を受けながら酒の席で曖昧な結末にはしないでください。以上です。</p>
議長	<p>はい。酒の席だったわけですが、その前から局長が副市長に会って内容は確認しておりますし、大体の話はそこについておりましたので、私が実は副市長の方へ行って話をしようかなと考えていましたが、そこで局長が行った時にだいたいおおむね理解できたという段階でおったので、改めて角を立てない方がいいのかなということで、副市長とは会うのを控えておりました。酒の席でお互い理解したという前に話はもうお互いにお互いの部分を理解できていたので改めてしなかったという経過です。</p>
26番委員	<p>要するに曖昧ですよ。だから言いたくないですが、我々も議会の中にいた当時ですが、農業委員会というものを、本当に当時見た目と、ここにきて皆さんの意見をこの真剣な態度を体験した中でギャップが私個人の体験でありました。ですからその辺から出てくるのかなと思うのです。確かにそうだからいろんな議会でもたまたま見た私は委員長をしているとき農業委員会との合同の研修会をしたこともありますけども、最近はないですがだから誤解が出てくるのかなと思います。</p>
議長	<p>確かにご指摘された分は、それはそれで当然ある程度できていなければならない部分です。これからも農業委員会の運営に関しては十分慎重にやっていかなければならないということ、ただ今回のこの件に関しては全く農業委員会が自ら動いたことではなかったということです。周りで、言葉は悪いですが都合のいいように物事が動いてしまったということなんです。ですから私は、この件に関して正直言って動くつもりはなかったんです。時間が経てばわかるでしょうけど、例えば農業委員会が何か犯した、とんでもないことをした、やることをやらないでしまったということであればこれは仕方ないですが、全く寝耳に水で独り相撲をとっていたような感じがしてならないです。ですからこれについてあまり大きく表に出ず、こういう機会の皆様こういうことでしたという説明で行く方が自分としては良かったかなと判断して今日になったわけです。ですから私は今までうまくいかなかった、理にかなわなかった部分に関しては、もうこれでいいのかなと、十分分かったようにも見とれましたし、よく分かってました。分かりました、わかっているんだと市長も言ったんです。いずれそういうことですからご理解いただきたいと思います。</p> <p>それともう一つなんです、これからいろんな研修会が目白押しで出てきます。ぜひご参加いただきたいと思います。先ほど言ったようにこれは公務ですからぜひ参加になるようお願いしたいと思います。</p>
14番委員	<p>すみません、もう一つ。先ほど話しにあった黒土採取の件で委員の方に通報があったというような話をされたわけですが、その通報のあった案件というのはどのようなものですか。</p>
事務局長	<p>はい。通報ではなくてどなたかが昆野征策委員の方へ、どこか採っているところがあるらしいという話だけあります。</p>
14番委員	<p>現実には何も確認されていないということですか。</p>

事務局長	確認されていません。
14番委員	あるか無いかもわからないということですか。
事務局長	分かりません。
議長	この件に関して農地専門委員長お願いします。
9番委員	先ほど事務局長からも説明がありましたが、この黒土採取については総会の中でもいろいろ議論されていたわけですし、今の通報という形ではなくて、無許可でやっているという話、私も非常にこの黒土採取に関しては気にしていたものですから、ある建設会社の方ともあるんだという意見交換したときに、そういった遠野としては支援する立場にあるものですから、結局そういうことで建設会社の中ではかなり積極的にこの黒土採取をやっているという話もありまして、その中でなんか農地転用の許可を取らないでやっているところもあるというような話、そういう噂があるという話を聞きまして、私が昨日事務局長といろいろ農業委員として農地を守る立場からして、やはりこの辺に目を光らせていかなければならないなと思い、やはり総会の中でも転用についてはいろいろ問題があるわけですが、法律的にいても先ほど話したように遠野市は支援をしていかなければならない立場にあるわけで、今後転用というのを必ず出していただくのはもちろんですが、出た案件そういったことについても農業委員の立場として検証をしていかなければならないのではないかなという意見交換を局長としたわけです。それで、先ほど局長も説明されたとおり、農業委員会としても委員の皆様とさらに意見交換をしながら転用の出たところをチェック、検証をしていく必要があると意見交換したわけです。これは、その後農地専門委員会を開催してさらに議論していかなければならないと今考えているわけです。以上です。
議長	あとは皆様からありますか。
事務局長	それでは、この後10時30分から研修会を開催しますのでよろしくお願いいたします。
議長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして第43回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 (午前10時18分閉会)</p> <p>署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年10月25日</p> <p>遠野市農業委員 25番 _____</p> <p>同 26番 _____</p> <p>遠野市農業委員会会長 _____</p>